

I 令和5年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

令和5年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第1学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和5年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者ととともに県内に居住する者（入学日までに保護者ととともに県内に居住することが確実な者を含む。）

3 通学区域

茨城県内全域とする。

4 募集定員

(1) 県立中学校

県立日立第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立太田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立水戸第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立鉾田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立鹿島高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立土浦第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立下館第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立下妻第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立水海道第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）

(2) 県立中等教育学校

県立勝田中等教育学校	120人（男女各60人程度）
県立並木中等教育学校	160人（男女各80人程度）
県立古河中等教育学校	120人（男女各60人程度）

5 志願の手続

(1) 志願校

茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）のうち、いずれか1校を志願できるものとする。

(2) 出願受付日

令和4年12月1日（木）、12月2日（金）、12月5日（月）に必着

(3) 出願方法

志願者は、県立中学校長又は県立中等教育学校長あて、出願書類等を受付日に必着するよう出願用封筒（様式第4-3号）を用いて簡易書留の配達日指定郵便※により郵送する。

※ 指定日の3日前までしか郵便局で引き受けないので注意する。

簡易書留による配達日指定郵便は、すべての郵便局で引受可とされているが、郵便に関する詳細は各郵便局に問い合わせる。

(4) 出願書類等

提出書類等	備 考
入学願書（様式第1号の1）	1部。入学者選抜手数料として、茨城県収入証紙2,200円分を貼る。
写真票（様式第1号の2）	1部。出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真（横3cm×縦4cm）を貼る。
受検票（様式第1号の3）	1部。写真票に貼ったものと同じ写真（横3cm×縦4cm）を貼る。
志願理由書（様式第2号）	1部。志願者本人記入欄は、志願者本人が自筆で記入する。
調査書※（様式第3号）	1部。志願者の在籍する小学校の校長が作成し、長形3号の封筒に厳封したもの。（開封無効）
受検票送付用封筒 （様式第4-1号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、460円分の切手（簡易書留用）を貼る。
選抜結果通知用封筒 （様式第4-2号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、720円分の切手（簡易書留及び速達用）を貼る。

※ 調査書（様式第3号）の作成には、2週間程度かかるので、小学校には原則として11月18日（金）までに依頼する。

※ 出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する場合、適用の可否について志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校に確認する。免除が適用された場合は、茨城県収入証紙を貼らなくてよい。

(5) 出願書類等の配布

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校において、令和4年10月12日（水）から原則として11月18日（金）までの期間内に交付する。

受付時間は、各学校とも午前9時から午後4時までとする。ただし、土、日、祝日を除く。

(6) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第5号）及び「転入先の住居を証明する書類」を、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長へ、出願用封筒に同封して提出する。

入学者選抜手数料は、あらかじめインターネット（いばらき電子申請・届出サービス）によりクレジットカードやPay-easy（ペイジー）で納付し、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。又は、入学願書の指定欄に茨城県収入証紙を貼付し納付する（消印しない）。

※ 写しによる証明書類提出の際、照合のため原本を小学校長に提示する。また、出願後の還付はできないので注意する。

(7) 令和4年12月12日（月）までに受検票が届かない場合は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。

(8) 志願取消の手續

志願者は、出願後、合格発表前に志願を取り消す場合、速やかに「志願取消届（様式第12号）」を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

6 調査書の作成

(1) 調査書（様式第3号）は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。

(2) 調査書の作成に当たっては、「調査書作成要領」（P.9）に従って行う。

7 選抜検査

(1) 実施期日

令和5年1月7日（土）

(2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査Ⅰ（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査Ⅱ（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接（1グループ20分間程度）

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容については、小学校1学年から3学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）に基づくものとし、小学校4学年から6学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）に基づくものとする。

なお、小学校学習指導要領等の改訂に伴う移行措置については、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例（平成29年7月文部科学省告知）に基づくものとする。

(4) 日程

8：40	集合
8：40～ 9：00	点呼、諸注意
9：30～10：15	適性検査Ⅰ
10：45～11：30	適性検査Ⅱ
11：40～11：45	諸連絡
11：45～12：30	昼食
	面接（各学校の計画による時間で実施）

(5) 携行品

検査時、検査室には、受検票、HB、B又は2Bの黒鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（以上は必ず持参する。）、三角定規一組及び鉛筆けずり等のほかは持ち込まない。

昼食及び上履きは、各自持参する。

(6) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」（様式第6号）を、原則として令和4年8月1日（月）から11月18日（金）までに志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。（P.26参照）

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

(1) 検査等の取扱い

合格者の決定には、調査書、適性検査、面接の結果を点数化して総合した成績（以下、「総合成績」という。）を用いる。その取扱いは、各県立中学校長又は県立中等教育学校長が定める。各学校の配点は、以下のとおりとする。

校名	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ	調査書 (換算後)	面接	総合成績
県立日立第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立太田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水戸第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鉾田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鹿島高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立土浦第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	100	100	5	45	250
県立下館第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立下妻第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水海道第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立勝田中等教育学校	100	100	25	25	250
県立並木中等教育学校	100	100	25	25	250
県立古河中等教育学校	100	100	30	20	250

(2) 志願理由書の取扱い

志願理由書は、面接を補完するものとする。記載された内容によって不利が生ずることはない。選考に際して入学志願者を理解するための補助資料とする。

9 合格者の発表

令和5年1月18日（水）午前9時に、インターネットを利用し、県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については、同月7日（土）適性検査終了後に、受検者本人に通知する。

また、発表後速やかに、志願者本人あて「選抜結果通知書」（様式第7号）を送付する。その際、適性検査の得点も通知する。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も同封する。

10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、令和5年1月20日（金）又は1月23日（月）の午前9時から午後4時までの間に、「入学確約書」（様式第8号）を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とするが、郵送も可とする。郵送の場合は、県立中学校又は県立中等教育学校に事前に電話連絡の上、令和5年1月23日（月）までの期限必着とする。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」（様式第9号及び様式第10号）を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）を添えて届け出る。また、小学校の校長への提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会へ、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）を添えて届け出る。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めないが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」（様式第11号）を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

※ 入学の辞退は、志願取消とは手続きや様式が異なるので注意すること。「志願取消届（様式第12号）」は、「5 志願の手続(8) 志願取消の手続」p2を参照する。

11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、欠員の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として令和5年1月24日（火）及び1月25日（水）に行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。